

# みすみスポーツクラブ規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブはみすみスポーツクラブという。

(事務所)

第2条 本クラブは事務所を浜田市三隅町西河内1240-1浜田市三隅B&G海洋センター内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本クラブは「いつでも」「どこでも」「だれでも」気軽にスポーツを楽しめる機会を提供し、地域スポーツの総合窓口として、スポーツ関係団体等と連携を図り、地域住民が主体的に活動できるクラブ運営を行い、地域住民の心身ともに豊かな生活の実現と活力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ教室並びに各種大会・イベントの開催
- (2) 会員相互の親睦を深めるための活動
- (3) 講習会、研修会の開催
- (4) 指導者、ボランティアの育成
- (5) その他、クラブの目的を達成するために必要な事業・活動

## 第3章 会員

(種別)

第5条 本クラブの会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 本クラブの目的に賛同して入会した18歳以上の個人及び団体の構成員
- (2) ジュニア会員 本クラブの目的に賛同して入会した18歳未満の個人及び団体の構成員

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければなら

い。

- 3 会長は前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当した場合には、総会の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) 本クラブの名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき。

(会費及び抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(賛助会員)

第12条 本クラブの目的に賛同するものは、賛助会員になることができる。

- 2 賛助会員について必要な事項は、運営委員会の議決を得て会長が別に定める。

## 第4章 役員及び職員

(役員)

第13条 本クラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 運営委員 若干名

(4) 監事 2名

2 本クラブに顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱する。

(役員を選任)

第14条 役員を選任方法は次のとおりとする。

- (1) 運営委員、監事は総会において会員の中から選任する。
- (2) 会長、副会長は運営委員の互選とする。
- (3) 監事は、運営委員又は本クラブの職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、クラブを代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 運営委員は会務を審議する。
- (4) 監事は会計を監査する。
- (5) 顧問は、会長の諮問に応じる。

(役員任期)

第16条 本クラブの役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期が満了となっても後任者が就任するまでその職務を行う。
- 3 補欠または増員による委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(事務局及び職員)

第17条 この団体に事務を処理するために事務局を設け、次の事務局員をおく。

- (1) クラブマネジャー
  - (2) 事務員
- 2 事務局員は会長が任免する。

## 第5章 総会

(構成及び権限)

第18条 総会は、正会員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 総会は次の事項について決議する。
- (1) 運営委員及び監事を選任及び解任
  - (2) 規約の変更
  - (3) 解散、合併
  - (4) 事業計画及び収支予算
  - (5) 事業報告及び収支決算

- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第19条 総会は年1回開催する。ただし、運営委員会が必要と認め、請求したときは臨時総会を開催する。

(議長)

第20条 総会の議長は会長がこれに当たる。

(決議)

第21条 総会の決議は、出席した正会員の過半数をもって行う。

## 第6章 運営委員会

(構成及び権限)

第22条 運営委員会は運営委員をもって構成し、会長が招集する。

2 運営委員会はこの規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

第23条 運営委員会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第24条 運営委員会の決議は出席した運営委員の過半数をもって行う。

## 第7章 専門部会

(部会)

第25条 本クラブに運営委員会の議決を得て、事業遂行のため必要な専門部会をおくことができる。

- 2 専門部会は第4条に掲げられた事項のうち関連ある事項を調査、審議する。
- 3 専門部会は運営委員をもって組織する。
- 4 専門部会の構成及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第8章 会計

(会計年度)

第26条 本クラブの会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(会計)

第27条 本クラブに要する経費は次のとおりとする。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 事業などによる収入
- (4) 補助金、寄付金
- (5) その他

## 第9章 自己の責任

(自己の責任)

第28条 会員が本クラブの活動に参加する際には、クラブの規約を遵守し、自己の責任において行動するものとする。

(保険の加入)

第29条 会員は本クラブが指定する保険に加入しなければならない。

- 2 本クラブはクラブ活動中の事故に対し、保険の対象範囲内で対応するものとする。保険未加入者のクラブ活動中の事故については、本クラブは一切の責任を負わない。

## 第10章 補則

(細則)

第30条 この規約に定めるもののほか、クラブの円滑な運営を図るために必要な事項は、運営委員会で協議し、決定する。

附則

- 1 本規約は、平成26年2月22日から施行する。